

福岡県公報

令和三年十月十九日
第二百四十三号
増刊
①

目次

規則(第四十四号)

○福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(医療指導課) ……………一

規則

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十月十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十四号

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十二年福岡県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「その他知事が必要と認める診療科等」を「及び総合診療」に改める。

(福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十九年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「規定」の下に「(第三条第二項の規定を除く。)」を加え、同項の

次に次の一項を加える。

3 この規則による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則第三条第二

項の規定は、平成二十九年六月三十日前に奨学金の貸与を開始した者においては、同項中「外科」とあるのは「外科(脳神経外科及び整形外科等の外科標榜科を含む。)」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。